

足場の組立て等特別教育 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第 59 条の規定により、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

対象者等

【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第 36 条第 39 号

- ・足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務
(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)

【受講対象者】

- ・足場の高さに関係ない、足場の組立て解体又は変更の作業に関わる業務を行う方は特別教育を修了する必要があります。
- ・内装工事等に関わる脚立足場や連結式作業台、ロータリングタワー
組立て等作業に就く場合も特別教育は必要です。

【補足説明】

本規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行された新しい法律です。



受講資格

特になし

受講科目・講習時間

学科講習 : 足場及び作業の方法に関する知識(3H)、工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(0.5H)、労働災害の防止に関する知識(1.5H)、関係法令(1H)

受講料金 … 令和 7 年 2 月 1 日現在

一般 : 受講料 8,800 円、テキスト代 880 円、合計 9,680 円
会員 : 受講料 6,600 円、テキスト代 880 円、合計 7,480 円

その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。

助成金の申請方法等は、愛媛労働局助成金センターへ、講習の内容等は、愛媛労働基準協会へお問い合わせください。